

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成28年3月7日(月)午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	松本正美	副委員長	安藤洋一
	委員	板倉浩幸	委員	水野智見
	委員	中村英子		
欠席委員	委員	飯田雅広	委員	奥田信宏
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	総務部長	江上文啓	総務部長兼安全課長 総務次長 安心	伊藤啓二
	税務課長	磯野弘幸	総務課長	浅野幸司
	民生部長	鈴木利彦	民生部兼高齢課長 民生次長	橋本浩之
	保険医療課長	伊藤光彦	子育て推進課長	寺西孝
職務のため出席した者	議長	高阪康彦	議事局長	金山昭司
	書記	服部有規		
付託事件	議案第7号	蟹江町行政不服審査会条例の制定について		
	議案第8号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について		
	議案第9号	蟹江町職員の退職管理に関する条例の制定について		
	議案第10号	蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について		
	議案第11号	蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について		
	議案第12号	蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について		
	議案第13号	蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について		
	議案第14号	蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について		
	議案第15号	蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について		

議案第16号	蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第17号	蟹江町税条例及び蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第18号	蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第19号	蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例及び蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について

○委員長 松本正美君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして大変にありがとうございます。

今、インフルエンザが非常にはやっていますので、しっかり手洗いとうがいをしていただいて、管理のほう、よろしく願いいたします。

なお、本日、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査についての、ちょっと少し皆様にご報告したいことがありますので、ご承知しておいていただきたいと思います。

本日の欠席届の委員さんは、飯田雅広君、奥田信宏君でございます。インフルエンザということであります。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は13件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ちまして、横江町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 松本正美君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いいたします。

最初に、議案第7号「蟹江町行政不服審査会条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 板倉浩幸君

この第3条で、審査会は委員5人以内をもって組織するとあるんですが、この委員会については、どのような人というのか人物というのかが委員になっていくんでしょうか。

○総務課長 浅野幸司君

ご質問の3条の関係の委員、組織の委員の件でございますけれども、現在、この審査、今

回のこの審査委員会条例というのは、採決の客観性とか公正性を高めるために設置する審査委員会ということで、現在、情報公開・個人情報保護審査委員会のほうを設置しております、そちらのほうの委員さんのほうに、兼務な形で、3名いらっしゃいますけれども、その委員さんをお願いする予定であります。

以上でございます。

○委員長 松本正美君

よろしいですか。

○委員 板倉浩幸君

よろしいです。

○委員長 松本正美君

そのほかございますでしょうか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第7号「蟹江町行政不服審査会条例の制定について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第8号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

○委員 中村英子君

蟹江町で、行政不服に対する審査の請求とかそういうようなことはありますか。あったことの記憶が余りないんですけれども、ありますか、請求が出たとかいうふうなこと。

○総務部長 江上文啓君

中村委員からのご質問でございます。

行政不服審査法に基づく行政不服審査申し出は、私の記憶の中でもなかったと思います。
ただ、固定資産評価審査委員会での審査申し出は数件、過去にありました。

以上でございます。

○委員長 松本正美君

よろしいですか。

○委員 板倉浩幸君

内容をちょっとざっと見たんですけれども、基本的に不服申し立てが審査請求に変わる形で了承しておけばいいんですかね。

○総務課長 浅野幸司君

今回、こちらのほうの条例制定につきましては、大きくは審理員の、先ほどの第三者機関の絡みですけれども、審理員制度の導入、それと、あと文言の整理で語句の整理ということで、不服申し立てというのを審査請求に変えるというところが、語句の整理が主でございます。

以上であります。

○委員長 松本正美君

よろしいですか。

○委員 板倉浩幸君

はい。

○委員長 松本正美君

そのほかございますでしょうか。

(発言する声なし)

副委員長、どうですか。

○副委員長 安藤洋一君

いいです。

○委員長 松本正美君

ちょっとお聞きしたいので、いいですか。

○副委員長 安藤洋一君

はい。じゃ、かわります。

○委員長 松本正美君

私のほうから質問させていただきます。

この行政不服審査の対象となるのは、行政処分の件数にもよると思うんですけれども、今現在、蟹江町で行政処分数の現状というものがわかれば、ちょっと教えていただくといいかなと思うんですけれども。関連してくるものですから。

○総務課長 浅野幸司君

件数につきましては、かなり行政、私どものこういった町行政のいわゆる処分というか、例えば税の税額の決定とか、そういう多岐にわたるものがございます。ですので、これの対象としては、件数はちょっと手元に資料にございませんけれども、かなり多岐にわたる件数が考えられると思います。

以上でございます。

○委員長 松本正美君

今、課長のほうから多岐にわたるということで、こうした行政処分のことが、結局こういう行政不服審査のそういう取り組みに関連してくるものですから、こうした税だとか証明だとか福祉だとか、いろんな課にまたがっていると思うんですけども、今後そうしたことに對して、いろんな問題が起きたときに、第三者機関だとかというそういう機関があつて、そういう機関を通してこうした問題を解決していくという取り組みが、よそのほうではやられているんですけども、本町としては、こういう第三者機関の設置ということは考えてみえるんですかね。

○総務課長 浅野幸司君

今回、こちらのほうの行政不服審査法の改正、制定後、これは50年ぶりの抜本的な改正でございます。その改正の主な趣旨といたしまして、今まで、例えば処分に対して不服がある方についての請求人が、直接審査庁のほうに不服の申し立てをするという流れでございまして、今回、こちらのほうの抜本的な改正で、その前にそういう審理員というものを置きまして、審査庁に直接行く前に、そちらのほうでいろいろ再度確認をしながら、それで第三者機関、先ほどの条例のところにもございましたけれども、審査会条例の関係の制定を議案第7号でお出ししておるんですけども、こちらのほうのそういった審査会の第三者機関のところ、よりきっちりと公正に、その処分に対しての結果を出しながら、最終的に請求人のほうに結果等どうなったということをお示しするものでございます。

ですので、今ご質問のありました第三者機関につきましては、町の内部、いろいろ設定の仕方がいろいろございますけれども、蟹江町におきましては、町の内部のところの委員さんで、内部委員会のところで制定をして設置する方向で考えております。

以上でございます。

○副委員長 安藤洋一君

よろしいですか。

○委員長 松本正美君

はい。

○副委員長 安藤洋一君

じゃ、お返しします。

○委員長 松本正美君

そのほかございますでしょうか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第8号「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第9号「蟹江町職員の退職管理に関する条例の制定について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第9号「蟹江町職員の退職管理に関する条例の制定について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第10号「蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第10号「蟹江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第11号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 中村英子君

これは、この条例に直接は関係ないことかもしれませんが、要するに監査委員の方から職員の休暇や休業とか勤務に関することについて、毎年数年、指摘を何かいただいていたと思うんですね、条例には直接関係ないかもしれませんが、事実がどうなのかということ、よくこちら側としては把握できないんですけれども、職員の管理に問題があるというようなことなんですが、それが改善されないといって毎年指摘をされているというようなことがあるんですけれども、一体これは、休むに休めないのか働き過ぎて病気になっておるのか、ちょっとよくわかりませんが、何が問題で、何が改善されて、また何が改善されていないのか、少しよくわかりませんので、その点について、ご説明があればお願いしたいと思うんですけれども。

○総務課長 浅野幸司君

では、職員の勤務、サービスの関係でご質問でございますけれども、従来、職員の年休とか勤務、いろいろサービスでございますけれども、年休の取得率が、蟹江町におきましては県下でもかなり少ないというご指摘をいただいております。

そのような中、先般の定例議会でお話したように、いわゆるなるべくそういう年休は取得しやすいような職場づくりをいろいろ考えております。ワーク・ライフ・バランスの関係もございますけれども、非常に、確かに国のほうからいろいろ業務の移譲で、かなり負担が地方公務員のほうにかかっているのは事実でございますけれども、その中で、いかに効率よく仕事をしまして休みがとれるような型にするかというのが、一つの人事管理上のこれからの問題だと認識をしております。

そのような中で、各所属長におきまして、なるべく年休等が取得しやすいような、そういった職場環境をつくっていただきますように、私のほうからもお願いをしております。ですので、いろいろストレスチェックとかこれから義務化されまして、特にメンタル面のサポートも職場としてやっていかなければいけないのがございますけれども、そういうものも含めまして、しっかりと、職員については休むべきときにはしっかり休んで休養いただいて、また新たに公務に専念していただけるような環境づくりを、職場づくりをつくっていかうように考えております。

以上です。

○委員長 松本正美君

よろしいですか。

○委員 中村英子君

少しこれはわかりにくくて、現場にいないものですからわかりにくいんですけども、一般の民間企業の印象からすると公務員の勤務時間は短い、短いといったって、それは決まっているわけですけども、だけれども、民間の今の大変さに比べると、お役所の方は時間から時間みたいな感じで、比較的その勤務時間に関しては、そう厳しいという印象というのは持っていないんですけども、これが正しい印象なのかどうなのかよくわかりませんが。

時間外にしても、議会から、時間外手当がふえるとそこもチェックされておきまして、何でこんな時間外をするんだという意見も出たりもするんですけども、実際に与えられた時間の中で仕事が消化できないので休みがとりにくいのか、休みをとると何か職員同士が他に負担がかかってよくないのか、ちょっとその辺の理解というのがよくできないんですけども、実態がね。

ただ、そういう指摘をされていてもいけないものですから、どこに問題があるというのは、これだけ今聞いた範囲でもちょっとわからないんですけども、とりやすい環境にするということは、何がとりにくくしているのか余りよくわからないので、何が、じゃ、休みをとりにくくしているのでしょうかね。単なる雰囲気なのか、仕事量が時間内より多いのか、どういう感じでそういうふうになっているのかと思うんですけども。

メンタルのサポートといっても、現在はどうかわからないんですけども、かなり長期に休暇する人、長期に休んでいるという人も出てきている、出てきているというか過去にいた

し、今もいるのかもしれないけれども、それは個々の人間の資質ということもあるかもしれないんですけれども、職場環境としての何かの問題というのがあるのかないのか。他に比べてということは他より悪いということか、職場環境が。

一体これはどうしてそういうことなのかね。よくわからないんですけれども、ご説明いただいてもちょっとよくわからないんですけれども、何が問題で県下よりも年休も少なく、メンタルのサポートも必要で、ストレスが多く、職場が嫌いという人が多いのか。どういうふうですかね。

○総務課長 浅野幸司君

中村委員ご指摘の、何が一番問題なのか、私なりにいろいろ考えておりますんですけれども、やっぱり、これは自分自身のこともわかりませんが、やはり責任感が強いんじゃないかなと思います。職員の、自分の仕事に対してここまではやっていく、完成度をここまで持っていくんだというまではということかもわかりません。

非常にこれは分析しづらい部分がありまして、実は先ほど申し上げましたストレスチェックというのが、メンタルヘルスの対策ということで、昨年11月、年1回の義務を、ストレスチェックを職場として、どういった仕事上の問題、仕事の量とか進め方に問題があるかどうか尋ねることが義務づけられました。それに基づきまして、今回28年度の新年度予算にも予算計上をさせていただいておりますけれども、そういう中で、どういう形で、今、個々の職員が悩んで、どういう形で問題があるかというのは、これから徐々に詳細に分析しながら対策を考えていく方向になっております。

今現在の段階では、やはり直接、特に心が、ストレスのメンタルの部分については、余り直接所属長も人事当局のほうとしても、お聞きすることは非常にこれは難しいことですので、そういったアンケート調査等を見まして、傾向のほうをこれから確認しながら対策を講じていきたいと、そういうように考えております。

以上です。

○委員 中村英子君

ちょっと外れた話で申しわけないんですけれども、今のお話ですと、責任感が強く完璧主義者が多い。責任感が強く完璧主義が多いんで徹底してやるという人が多い、多いのかもしれないし、ちょっとその辺もよくわからないんですけれども、ただ、蟹江町の職員に対する外部の評価というか、そういうものを聞いてみますと、私のところに集まっている部分かもしれないんですけれども、窓口の対応とか問題処理とか苦情処理に対して、すごく評判がよくないんですよ、一般の町民の評判が。これはもう私が議員になったときからで、ずっとそういう評価なんですよ。

過去にも何度も、もう少し窓口の対応を住民に合ったようにというようなことも言ってきたし、それから、加藤総務部長のときで、もっとずっと前ですけども、朝、部長が来たら、

女性職員に対して、もう少し笑顔でにこやかに朝、一日を始めるようにとか言った記憶もあるんですけども、大体職場環境が悪いと接客態度も悪くなるのではないのでしょうかね、傾向として。私はいつもそういうふうに思うんですが、その辺は、やっぱり職場環境はもうちょっとフランクで、相互の信頼関係とか相互の、何ていうのかな、何か相互の人間関係のよさというのがないと、この職員の対応の悪さの苦情というのは私だけじゃないと思いますよ。多くの方が、議員でもほかの人でも持っていますので。

だから、根本的な体質として、職場に何か雰囲気がよくないものがあるのではないかなと感じざるを得ないんですけども、これはトップの町長、副町長のほうの責任というようなこともあるかもしれないんですけども、その辺は、町長や副町長はどういうふうに見ていらっしゃるでしょうかね。

○町長 横江淳一君

中村委員の指摘の、職員の対応の状況が非常に悪いようなことを言ってみえますが、かつては確かに我々のほうの耳にも入ってきました。ですけれども、近年、これは手前みそで申しわけないんですけども、非常に受付の内容は、そういう苦情は激減したということは聞いておまして、実際、私自身も、確かにそれは100%、じゃ、完璧かと言われると、コンシェルジュを置くことによってインフォメーションがまずよくなったということの評価をいただいておりますし、特にまず入ってきた住民課の受付については相当改善をされてきたとは思っております。

ただ、窓口がたくさんございますので、そのところの連携が悪くて、長い間待っておったがなということで、我々にご指摘をされるお客さんも多々あるのも事実であります。

それと、先ほど総務課長が言いましたように、ここ近年、本当に国・県からの委任業務が急激におりてまいりまして、非常に職員の配列からすると、ちょっと激化した状況があるのも事実であります。毎年、平野監査委員のほうから残業時間だとか、それから夏季休暇のとり方をとかということの指摘を受けさせていただいているのも十分承知をしておまして、今回の人事のほうでも、しっかりそれを考えながら、今後指摘をいただかないようにしっかりやってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員 中村英子君

ストレスのない職場をつくっていくというのは、やっぱり上の人たちの責任を負うところが多いというふうに私は思うんですよね。ですから、やっぱり上に立つ人、町長初め、副町長は事務方の一番上というふうな位置にもあるわけで、やっぱり全体の職場環境をもう少し見ていただいて、そういう、何ていうのかな、全体として悪いイメージというものが続かないようにやっていってほしいなと、そういうふうに思うんですけども。

その町に住んでいる住民が、その町をどういうふうに評価したりどういうふうに感じたりするかということは、職員との何か接触があったときの、その対応の印象なんですよ、や

っぱり。あの役場の職員はああ言ったらこう言ったとあって、そういうことがやっぱりあるものですから、町長言ったら、それは激減しておるとい話ですけども、私は激減しておるといふうには思っていないんで、その辺のところはもう少し、何ていうのかな、専門的なそういうものを、講師とかサポートとか何かそれを、そういうところもありますので、もうちょっと私、職員の窓口を初め職場としてのフランクさというのか信頼性というのか、そういうようなことを高めるような運営ということをや心がける必要があるんじゃないかなというふうには思っているんです。

視察によく行きますと、最近、私、視察はよく行かないんですけども、たまたまことは2カ所行ったんですけども、視察に行ったときに、その視察に行ったところの顔つきとか対応によって、ここの役所はこういうふうだなとか、ここの役所は非常に職員が自由に発言したり自由にものを言って人間関係もフランクだなという印象を受けるところと、本当にあるんですよ。出てきて説明する人たちだけからもあるんですよ。

だから、すごい、同じ役所といっても、本当に勤めているその職場の雰囲気とかいうものはかなり違うんだなという印象も持っていますので、蟹江町は残念ですけども、もうちょっとよくしてもらおうと、皆さんの評価が上がるんじゃないかなというふうには思っておりますので、もう少し自由にフランクに、思いやりあってというような環境づくりに努めてほしいなと私は思うんですけども。

ちょっとこれとは、議案とは関係ないところですけども、一応そういうようなことで、監査委員からのほうの評価もいつも出ておりますし、もうちょっと。毎日の数字上の業務の処理に忙しいかもしれないんですけども、やっぱり皆さん、そこで30年も40年も働くところですし、町民とじかに接するところですから、できればもう少しその辺のところを改善できるように目を向けていていただきたいなと、そういうふうには思っておりますので、これはそういうふうなことで方向づけをしていただけたらということで申し上げました。

○委員 安藤洋一君

今の話の流れの中で、もっと議案から外れてしまって申しわけないんですけど、パワハラという言葉はもう結構使われていっていますけれども、きのうたまたまテレビを見ていたら、逆パワハラといいますか、それを逆手にとったような新しい人類も出てきておるみたいで、目に余るようなサボリ、勤務態勢だったので注意をしたら、それはパワハラに当たりますよというふうには逆に言われたり、注意するためにちょっと来なさいという、ボイスレコーダーを持ってきて、今から録音しますと、これを上司に見せたらあなたの点数が下がりますよとかというふうには開き直ったりとかという人が出てきておるといことなんですけれども、蟹江町役場はそんな、まだまだ出てきていないですかね。というか、本当にこれから先、上司、上に立つ立場の人が本当にこれは気の毒だなというか、やりにくい世の中になってきたなと思うんで、中村さんとは逆の、本当に頑張ってくださいというか、注意しながら、人

材を採用するに当たっても、十分その辺の性格面を捉えて採用しないとこれからはいかなんというふうに思いましたので、ちょっとつけ加えました。

○町長 横江淳一君

今、中村委員からのご指摘は十分受けさせていただき、善処させていただきたいというふうに思っております。

ただ、先ほど激減したと申しますのは、僕も言わないだけで、毎日住民の皆さんからの苦情が、実は後を絶つことはございません。しかしながら、ほとんどが、窓口でのトラブルは対応のトラブルではなくて、住民の皆様方のほとんどがエゴイズムというのか、全く不条理な問題が多いというのが、つい最近あります。

ですから、窓口の対応が悪いというのも確かにあるかも知れませんが、先ほど今、委員がおっしゃったように、自分たちの権利を思い切り主張するばかりに声を大きくしたり、何かがあると議員さんを使って町長室におみえになったりというのも日常茶飯事であります。そういう方がたくさんふえたということも事実なんで、それだけのご理解いただきたいというふうに思っています。

中村さんのように、きちんと払っている方ならいいんですが、そうではなくて、それを盾にどンドン言ってみる、どこどこ議員に言ったぞ、町長今度行くからなということで、平気で僕のところへ秘書のほうにプレッシャーの電話をかけてくるのが、このごろ本当に多くなりました。私自身もどうぞおいでくださいということで、一応ウエルカムはさせていただいておるんですが、中身が全く、どういうことでトラブルになっているかということをしつかり把握しないがまま上に上げることはできませんので、ほとんどが納税の関係だとか生活保護の関係だとか、直接やっぱり生活にかかわる非常に重大な問題がはらんでいるものですから、そういうことについてはしっかりとやっぱり担当者と話をして、悪いことはやっぱり悪い、しっかりとこれは陳謝をするということもございますので、いずれにいたしましても、職員の対応の仕方、そして我々のこれからの行政の進め方もしっかりと考えながらやってまいりたいというふうに思っておりますので、いろいろご指摘ありがとうございました。よろしくをお願いします。

○委員 中村英子君

今、町長もおっしゃるように、理不尽なことを声高に言うという人が多いとも、それは事実ですね。本当にわけがわからんことをもうわあわあ言うという。だから本当にその対応に苦慮するというのも理解できますので。

ただ、そういう場面に対するノウハウというかマニュアルというか、やっぱり一定の共通した対応の仕方というものの訓練というか、そういうものを持っていないと、すごくこの対応というのは難しいと思うんですよね。個々で来ると個々で職員は対応しちゃうものですから。だから、そういう理不尽な要求だとかああいうものに対するものについては、やっぱり

一定のマニュアルなり一定の研修なりして、そこに対応できるようにしていくということは、まず大事なことかなというふうに思います。当然、理不尽な要求には、もう腹立つことは私個人でもありますので。

でも、役所として対応する場合は、個人で言われると個人の感情になっちゃうんですけども、やっぱりそういうときのマニュアルというようなものに関して、どういうふうに対応するのかということに対しての、学習や知識はしてみえるかもしれないですけども、やっぱりそういうことも一つ大事かなというふうに思いますね。

それから、もう一つですけども、女性の方が部課長になりたがらないということがずっとあったと思うんです。それは今度、町長も男女共同参画プランを、いよいよここでことし策定にということで、一步ここでも前に向かっていくのかなと思うんですけども、女性の部課長というのは、私が議員になってかれこれもう30年近い、ものすごい長いんですけども、能島さんという方が1人、保健センターのほうから来た以外は1人も、何ていうのかな、なってきたいないんですよ。

それで、何でかということ当時の女性職員に聞いたら、なりたがらないというのがすごくあって、そういうものになると何か意地悪されるのか痛めつけられるのかよくわかりませんが、非常に何か抵抗がある。それは、個人的にそういうものにならずに一般職であったほうが家庭もあるしいとかいう個人的な理由があるかもわかりませんが、それは人それぞれです。ただ、これだけ長い間、女の人が、たった1人が能島さん、それは専門職でしたけれども、あと一般職でなってくる人がいないし、なりたがらないということについても、やっぱり、もし男女共同参画で女性もということになれば、何でだろうと私も思わざるを得ないので、その辺のところも、ちょっとどういうことなのかというように、その人たちが、また女の人たちも部課長になってくるような。

これも単なる雰囲気なのか単なる実力なのか、ちょっとその辺もよくわかりませんが、もう少し改善をすべきなのか、改善はしておるけれどもなり手がいないのかわかりませんが、そういうことの配慮か考慮もちょっとお願いしたいなというふうに。引き続きです。もう私も最後になってきたので、最後の思い。

それは議員だって女の人がふえないんでね、ちょっともう本当に大変なことですけども、この間行った町は10人女性議員だったと。あれは何町だったかな、何か10人いると聞いたと言っていましたけれども。男性が偉いのかね、蟹江町の場合は。男の人が偉いのかどうか知りませんが、そういうようなこともちょっと何でだろうというところ、長い間、もう長い間の課題ですけども、解決せずまま私、もう去っていくと思いますけれども、お願いしたいと思いますので、よろしく。

○委員長 松本正美君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第11号「蟹江町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第12号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

○委員 中村英子君

さっきの話に続くんですけれども、議案そのものについては別に特にはないですが、男性が育児休業をとるということは蟹江町ではありますですかね、男性が。女の人は最近、定着していますので、女性はかなりとって、保育士さんもそうですし、町の職員も休業をとってみえますけれども、男性はどうですかね。イクメンはいるのかいないのか、現状どうでしょうか。

○総務課長 浅野幸司君

現在、男性の育児休業取得者はございません。

○委員 中村英子君

ございませんか。

○総務課長 浅野幸司君

はい。

○委員 中村英子君

やっぱり仕事があるので休んではいけないかもわからないですけれども、男性は育児休業をとるといふような頭はない。頭はないといふか、制度はあっても頭がないといふのか。

この間、ちょっと変な国会議員が、おかしい国会議員がおかしいことを言って、私は育児休業をとるとか言ったけれども、あの人、別に給料をもらっておるわけじゃないんだから、そんなことを宣言せんでも関係ないと思うんですけれども。特別職でそんな勤務するわけじ

やないのでね。勤務しておる人は育児休暇というのがあるんですけども。

男性は全くそういう雰囲気にはなっていないということで、とれないのかとりにくいのかとりたくないのか、どういうことかちょっとよくわからないですけども。

ただ、国のほうも、男性もちょっとそういう社会、家庭で子供との時間というようなこともあるし、実際には仕事上とりにくいのかもしれないけれども、奨励しておるのか、そんなこと困るのかということによって、またこれも内容的に変わってくるかなというふうに思いますので。とってもらったら困るし、とったら、何でそんな休むんだとかいって、仕事ができんとかいって上司がまた文句を言うと、またそれはとれないだろうから、やっぱり男性は全然そういうものはとっていないというような環境についても、一回考慮してもらいたいということだけ言っておきます。

終わります。

○委員長 松本正美君

いいですか。

○委員 中村英子君

はい。

○委員長 松本正美君

そのほか質疑ございますでしょうか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第12号「蟹江町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたします。

次に、議案第13号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第13号「蟹江町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第14号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第14号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第15号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明はないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第15号「蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第16号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

○委員 中村英子君

一般質問のときも申し上げたんですけれども、蟹江町の職員の給与が県下でも最下位だというようなことがデータとして公開されているわけなんですけれども、それは平均年齢が若ければもしかしたら下がるかもわからないし、それはちょっと私わからない。若い人が多ければ、その職場にですよ、そうすれば給与も平均も下がるかもしれない。高い人が多ければ上がるのかもわからないですけれども、とにかく初任給、大卒もそれから高卒もみんな低くて平均もみんな低いというようなデータがあるんですけれども、これはどういうことなのか。みんな若い人が多いのかな、そうではないのかな。よくわかりませんが、どうしてそういう数字になってくるのか。それはもしかしたら町の規模なのか。

一般質問のときによくいろいろ調べたんですけれども、今ちょっと、資料は今ちょっと持参をしていないんですが、実態についてはどういうふうに把握をしてみえるのかを、まず伺いしたいと思います。

○総務課長 浅野幸司君

ご指摘の給与、町職員の給与の関係でございますけれども、基本的には蟹江町の今までの従来の町の給与の方針としては、国に準拠して、人事院勧告に基づきまして、今回もそうですけれども、準拠して給料表の改定をしたりする形で進めてまいりました。

現在、委員からご指摘が、この前、定例議会のときにございましたので、実情としてはどうかという、ちょっと今、分析中でございます。恐らく、まだ最終的に結論は出ていないんですけれども、恐らく採用後の職員の昇格というか昇給に当たりまして、これは内部的に昇格のところのいろいろ決まりを定めてしておりますけれども、そちらのほうのその後の昇格の仕方、いわゆる昇格、主任から係長に昇格したときの張りつけのところとか、そこら辺あたりの、ほかの市町村が実情どういうふうにやっているかというのは、結構、本当に内部的な人事のお話というのは、余りほかの市町村に聞いても、そこら辺は開示がしていただけない苦しい状況の中で、今、分析しておるんですけれども、恐らくその張りつけのところの給与のところ、ある程度は抑制しまして張りつけをしておるのが、恐らく現在の給与体系の、多分そういう県下で下から数えたほうが早いところの現状のところの一番根幹な部分かなと思います。

まだ、いずれにしても申し上げましたように、今、分析中でございますので、今のお話の県下水準に沿うような形で、どういったらそういう政策的に、給与の内部的なところの、運用上どういうふうにしたらいいかというのを、これから模索してまいりたいと考えております。

以上であります。

○委員 中村英子君

背景もなかなか複雑で難しいかとは思いますが、こういうふうに公表されちゃうと、やっぱりお給与というのも意欲につながることもありますもんで、特段よそより高くなつてことは、小さな町で人件費もかかっていることだからちょっと難しいとは思いますが、できるならそういうふうに分析をしていただいて、やっぱりやる気というのは、ちょっとお給料が多いほうが、それはやる気的には誰だったそうですよね。誰でも去年よりことしが下がったら、同じ仕事をしておるのにやる気はなくなるけれども、去年より上がればやる気はふえるというようなことで、やっぱりお金とは、給与とは直結してきますもので、私、最下位というのを見たときには何か気の毒だなという感じがしないでもないので、改善できれば、上げるというのもちょっと大変かもわかりませんが、その辺のところをやっぱりよく検討してもらって、改善があればしてもらえば職員の皆さんにもいいと思いますし、ちょっとでも改善されればちょっとでも笑顔も出てくるかなと思いますので、ちょっとそこは、じゃ、引き続き検討をお願いします。

以上です。

○委員 水野智見君

以前にもちょっとお聞きしたことがあるんですけども、保育士さんの整備じゃないですけども、その手当云々の関係で、なかなか保育士さんの募集はならないとか、子育ての関係もあるものですから大変重要な関係なのかなと思うんですけども、保育士さんに聞いたのは、近隣の市町村と比べて蟹江町は安いということで、本来は家、勤務時間的なこととかも近いものだから蟹江町の保育所とかに勤めたいんですけども、やっぱりお金のことを思うと、先ほどの中村さんじゃないけれども、やっぱりお金のことを思うと、どうしてもこちらのほうに行くということがあって、前にもお聞きしたんですけども、先ほど課長からも答弁があったように、国からのということと言われたんですけども、他町村が対応している部分があって、私もちょっと細かい水準的なことは、聞いてもちょっとインターネットで見ても余りよくわからない部分があるんですけども、そういうふうに、そういうお母さんたちとか保育士さんたちが言ってみえるものですから、その辺のことも今後考慮していただきたいなということと、あと、ちょっと教えてもらいたいのは、号級がありますよね。一番最高は125級まで書いてあるんですけども、この号級の決め方というのは、年数とか、先ほどの人事評価とか、そういう関係で決まるんですかね。ちょっとその辺をお願いします。

○総務課長 浅野幸司君

それでは、まず保育士の臨時職員の時間単価の関係でございます。

こちらにつきましては、全協のところでもちょっとお話しというか答弁させていただいたんですけども、蟹江町の保育士の時間単価の設定につきましては、経験年数のところで上がるような、今、運用をしております。最初、採用時の時間給につきましては、おっしゃられるようにほかの市町村に比べて蟹江町というのは低目でございますけれども、その後の1年、2年、お勤めなさって、最終的に長くお勤めなされば、決して他の市町村に引けをとらないような、1,000円以上の時間単価になるような形で運用をしております。

現在、再度担当のほうに確認をしましたら、やはりそういった長くお勤めなさって、1,000円以上の時間単価で雇用契約しております臨時職員さんが、かなり比率的には多くございます。ですので、長くお勤めいただければ、そこそこの単価にはなるということを認識しております。

それと、あと号級の、給料表の号級のお話でございますけれども、初任給、こういった公務員の場合、採用した初任給というのが号級で決められておりまして、ちなみに高校卒業では1級の5号、大卒では1級の25号ということで、そちらのほうの給料表の号数のところから始まりまして、採用後、数年たちますと、年数を重ねて昇格、昇任するわけですけども、その昇任後のこととは何級ということの給与の設定方法になっております。

ですので、最初の走り始めのところは、高校卒、大学卒でちょっと差があるところの号級で始まりまして、その後は年数とともに級、そして号のほうが上がっていくという内容になっております。

以上でございます。

○委員 水野智見君

ありがとうございます。

最初が一番肝心なのかなと思うんです。長い、2年、3年と勤めてもらえると、それは他に比べて引けをとらないという説明だったんですけども、募集のところにそういうことを書くのは適切かどうかわからないんですけども、ちょっとそんなようなPRもしながら集まってもら形のことと考えてもらうといいのかな。一番最初、本当は、本来スタートがやっぱり一番最初に見られるものですから、スタートが本当は肝心なのかなとは思うんですけども。

ちなみに、何かそういった形で、2年、3年勤めてもらえれば考慮するということが、何かいいような方法があれば、やっぱりこれから子育て、本当に保育士さんがたくさん必要だと思しますので、町長も、ゼロ、1、2歳児に力を入れるということですので、そうなってくると、学校教諭の経験者とかそういう人たちも対応できるようにすれば枠はふえてくると思うんですけども、そういったことも含めて対応していただけるといいなと思うんですけども。

あと、ちょっと号級のほうで、ちょっと今、表の中で気になったんですけども、2級、3級の分野のところは125まで書いてあるんですけども、あとのところだと100は書いていないんですけども、これは該当者がいないから書いていないのか、一般的にこういう表の示し方なんですか。

○総務課長 浅野幸司君

今、お手元の条例案の1ページから始まりまして、2ページ、3ページ、4、5ページまで、行政職の(一)の給料表が載っておりますけれども、原則、先ほど申し上げたように、初任給のところの始まりの職務の級がここということで決定しておりまして、その後、ずっと昇給するに当たりまして、隣の、級が上がるということは、昇格、昇給になりますけれども、そちらのほうに移っていくときに、現時点のところの一番最高位、職員の今、配置がありますけれども、そのところで、その範囲内、その方が数年後のところの当てる号級のところの範囲内のところをこういう形で載せる形で運用をしております。

以上です。

○委員 水野智見君

ちょっと先ほど中村さんが言われたことに多少関係してくるのかもしれないですけども、女性の課長職の方がみえないという、みえないという言い方をするとちょっと語弊があるかもしれないですけども、該当する人がいないということも、2級、3級だと、3級は係長もみえるんですけども、係長試験に受かった人なんですけれども、上にいかないと、年数的にはそういうのはあるのかなと思ってしましてお聞きしたんですけども、今後、先ほど

の保育士の関係のことに關しては、保育士ばかりじゃないんですけれども、いろいろ検討していただいて、他町村との、どういう対応をしておるかという具体的なことは当然わからないとは思いますが、採用に当たっては、私は余りよくわからないんですが、若い子たちはやっぱりインターネットを通して見て情報等は対応していて、前、江上部長にちょっと聞いたら、先ほど課長も言われたようにひけはとらないということと、あと、比べても同じですと言われたんですけれども、似ているところだと、飛島と比べちゃいけないかもしれないんですけれども、飛島を、私が聞いているのは、大治とか愛西市なんかには比べると蟹江は安いというふうに。

金額にしてみれば小さい金額かもしれないんですが、やっぱり1カ月の給料として見るとそれなりの金額だとその方たちに見れば思われるみたいですので、やっぱり職を選ぶときにそういうことは選ばれると思いますので、その辺のことも。他町村、先ほどの中村さんじゃないけれども、別に他町村と競争しろとは、する必要はないと思うんですが、やっぱり同じように、できるだけ同じような形で対応してもらえるといいかなというふうに思います。

以上です。

○委員長 松本正美君

答弁要りますか。

○委員 水野智見君

いいです。

○委員長 松本正美君

いいですか。

そのほか。

○委員 中村英子君

最近、安倍総理は同一労働・同一賃金ということを実現するんだみたいなことをまた言い出しているんですが、自治体が採用している臨時職員も、非常に給料が少なくて自活できる範囲のものではないから、夫のいる主婦を採用しておるというパターンで、実態ですよ、実質そういう人たちが臨時になってきているというふうに思うんですが、蟹江町とか行政内部において、もしこの同一労働・同一賃金ということが適用しなければならない町内の部分というか、職場というか、そういうように思っているところはあるのかなのか、ちょっとその辺はわからないんですが、私の考えでは、例えば図書館、図書館なんかは、もう本当に同じことをやっているんじゃないかなというふうに思うんですが、だけれども、臨時は臨時で正職は正職ですが、図書館なんかは私見ると、本当にこれは、この収入の差は問題だなというふうに、外部からですよ、外から見ている範囲で思うんですが、その辺の認識というのか、現状というのはどういうふうに把握してみえるのかお伺いしたい

んですけれども。

○総務部長 江上文啓君

中村委員からのご質問にお答えしたいと思います。

今、図書館を例に出されましたけれども、私ども行政職において、臨時の職員さん、たくさんおみえになっております。これは保育士さんもそうですし、図書館もそうですし、行政職でもたくさんおみえになるんですけれども、そういう人たちの賃金のお話だと思いますが、まず、保育士さんの場合はちょっと置いておきまして、先ほどの課長のお話じゃないですけども、段階的に上がっていきますので、またちょっと違うんですけれども、図書館だとか一般行政職の臨時さんは、基本的には同額でやっていただいております。

それはなぜかと申し上げますと、確かに委員から見た目としては、確かに図書館の臨時さんと職員がやっている仕事と同じように見えるかもわかりません。やっている部分も確かにあると思います。ただ、実際に、例えば責任感だとか休日出勤だとかそういったことは、当然臨時さんにはないと思いますし、やっぱり一番大きいのは、仕事の中身がやはり同じでは私はないと思っております。

だから、逆に申し上げますと、臨時さんは、今は私どもですと一般的に時間820円になっておると思うんですけれども、行政職の臨時さんでもそうなんですけれども、窓口でやっていただいていることは、一見すると確かに正職と臨時さんとは非常に似通って見えるかもわかりません。

でも、先ほど申し上げたように、責任感のある仕事だとか、あとそういった、どう言ったらいいんですかね、臨時さんをお願いしていない部分の職種も、当然仕事もあるわけですので、そういったことを考えますと、やっぱり同額にはならないのかなというのが私どもの考え方です。

以上です。

○委員長 松本正美君

よろしいですか。いいですか。

○委員 中村英子君

きょうのところはいいです。

○委員長 松本正美君

ほかはよろしいですかね。ほかは質疑ございませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第16号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第17号「蟹江町税条例及び蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第17号「蟹江町税条例及び蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

議案第18号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 鈴木利彦君

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

○委員 中村英子君

家庭的保育事業というのを実施する、できる要素が町内にあるのかどうかということなんですけれども、それについてまずお伺ひしたい。

○子育て推進課長 寺西 孝君

ただいまの中村委員のご質問についてお答えさせていただきます。

家庭的保育事業につきましては、ゼロ、1、2歳児を対象といたしまして、おおむね1人から5人を対象とした本当に小規模な保育所でございますので、本町におきまして、今のところそういった動きも聞いておりませんし、そのような動向はないというふうに理解しております。

以上でございます。

○委員 中村英子君

非常に小規模で、個人のおうちを、ちょっと広目のおうちだと思うんですけども、利用してやるということで、これもできれば付近の隣近所のおうちがそんなふうだというやり方でやれば、うまく機能すればこれもいいけれども、これがうまく機能するというのはちょっと難しい、制度はできても非常に難しいんですけども、ここで資格がやっぱり要りますよね、家庭的保育所を開設するに当たっての資格。前にご説明があったと思うんですけども、もう記憶力が悪くなったので、この家庭的保育所の開設の資格者とその規模はどんなふうだったのですか。もう一回ちょっと説明お願いしたいんですけども。

○子育て推進課長 寺西 孝君

家庭的保育事業についてご答弁させていただきます。

認可定員としましては、1人から5人を見るという形でございます。保育所の実施場所については、今、委員おっしゃいましたように保育者の居宅、その他の場所、施設というふうになっておりまして、事業主体は市町村並びに民間事業者という形でございます。

いわゆる資格を、職員資格を持った方というのは、家庭的保育者といわれていますけれども、基本的には保育士資格を持っていただいたほうが望ましいということでございます。

また、給食については自園調理。調理設備、調理員さんを持っていただきたいと思いますところがございますので、このあたりがちょっとハードルが高いところなのかなというふうに思っておりますし、もう一つは、1人当たり3.3平米という保育室の面積、こういったものをクリアしていないといけないというところがあると思います。

以上でございます。

○委員 中村英子君

そうしますと、実際に5人としても運営が成り立つのかなということが非常に疑問なんですけれども、自宅とかいうことを利用すれば、施設の賃貸料とかそういうことは発生しないかもしれないんですけども、保育士が1人いて、また調理の資格のある者をして一定のお給料を出してということになってくると、現実問題として、この運営というのは成り立つのかどうかというのを考えたときに、町とかの補助金とかもあると思うんですけども、制度はあっても、やろうとしても、むちゃくちゃ難しいということなんですけども、その辺は、運営

上のことについてはどのようなことになってくるのでしょうか。

○子育て推進課長 寺西 孝君

いわゆる利用定員に応じて、国から2分の1、県から4分の1という補助、運営費の補助がございました。

確かに定員が少なければ少ないほど手厚い補助があるという形にはなっておりますけれども、やはり事業の形態が、やっぱり賃貸マンションとかそういったところを想定していらっしゃる、非常に厳しいのではないだろうかというのが私どもの印象ではございます。

以上でございます。

○委員 中村英子君

もし仮に町内でそういうような申請があれば、要件を満たしていれば、町としては認可していくと。当然だと思えますけれども、認可していくということになりますよね、条件を満たして。

○子育て推進課長 寺西 孝君

はい。

○委員 中村英子君

わかりました。

○委員長 松本正美君

よろしいですか。

○委員 中村英子君

はい。

○委員 水野智見君

去年かおとししかはっきり覚えがないんですけれども、本町の辺を歩いていたら、民間の保育所とか保育園みたいな感じのところがあったんですけれども、そういうようなところが、今後、今のいろんな条件をクリアできれば、申請が出れば認可されていくようなということになっていくということですか。

○子育て推進課長 寺西 孝君

今、委員おっしゃったところが、ちょっとどちらを指されるか所在があれですけれども、例えば認可外保育所で、パチンコ屋さんの1室に預けても、そこで認可外保育施設ということでは蟹江町内1カ所把握をしております。

実はこの突き当たりにマンションがございまして、その1室で、やっぱり認可外保育所を運営していらっしゃる法人がありましたけれども、やはり利用者が少ないことと、やっぱり利用料金が、やっていけるにはちょっと保育料が高いものですから、それで利用者が少ないということで、撤退をされたということもございます。

そういったこともございまして、ただ、認可があれば、認可外にしる認可保育所にしる設

立していく、要件を満たせば設立、認可していく方向であると思います。

以上でございます。

○委員長 松本正美君

いいですか。

○委員 水野智見君

いいです。

○委員長 松本正美君

他に質疑はございますか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第18号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第19号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例及び蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 鈴木利彦君

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

(なしの声あり)

質疑がないようです。以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第19号「蟹江町母子・父子家庭医療費支給条例及び蟹江町遺児手当支給条例の一部改正について」は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任を願います。

これで、総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前10時17分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 松 本 正 美